



## 若年性認知症について

精神保健福祉士 宮本 秀和

65歳未満で発症する若年性認知症の方は、全国で約3万8千人いると言われています。若年性認知症の場合は、稼働年齢の世代であるため家族の生活にも大きく影響してきます。経済的に苦しい状況になったり、未成年の子供さんがいる場合では進学・就職・結婚などにも何らかの影響があるかもしれません。親の介護と重複すれば介護負担・経済的負担は計り知れません。

県によっては若年性認知症ガイドブックを作り、本人と家族に少しでも早く必要な情報が届くようにしているところもありますが、まだ十分な対策や支援体制が出来ていないのが現状です。

早期受診の重要性はもちろんですが、若年性認知症に関する様々な社会資源や制度について簡単ですがお知らせしたいと思います。

高額療養費	同じ月の医療費自己負担額が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に、払い戻される制度です。自己負担限度額は、個人の年齢・世帯・所得状況に応じ決まります。
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患のため通院による治療を受ける場合は、通院医療費の負担が軽減されます。（入院医療費は対象外です）医療費の原則1割負担で、世帯の収入状況や疾病により自己負担上限月額が設定されます。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため日常生活や社会生活にハンディーキャップを持つ方が対象で、年齢制限等はないですが初診日から6ヶ月間を経過しないと申請できません。サービス内容は市町村により異なります。
障害年金	年金加入中に病気や怪我で障害が残り、日常生活や労働に支障が出た場合に支給されます。様々な要件がありますが、初診日時点で年金加入している事・年金保険料を一定期間払っていること・障害等級に該当していること・障害認定日（初診日から1年6カ月後）の症状・65歳までに年金請求することなどの要件があります。
介護保険	若年性認知症の場合は、特定疾病に該当するため40歳以上であれば申請可能です。
障害者自立支援法によるサービス	介護保険サービスを利用できない40歳未満の方や介護保険サービスにないサービスを利用するときに有効です。ホームヘルプ・行動援護・生活介護など様々なサービスがあります。
住宅ローン債務弁済	高度障害状態になった場合に債務弁済（支払い免除）等の契約をしている方は、該当する場合も御座いますので融資を受けた金融機関等に相談してみてください。
成年後見制度	認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が十分でない方の財産管理や日常生活での様々な契約を支援していく制度です。
母子・寡婦福祉資金貸付	母子、寡婦の方以外でも、配偶者が精神または身体の障害により長期間働けない女性も対象になっています。
就労支援	ジョブコーチや福祉的就労の就労継続支援A型などがあります。



## 散髪に関するお知らせ

現在、入院中の患者様の散髪は、ご家族が外出で散髪する人以外は職員が業務の合間をぬって行ってきました。今回、美容師の方の協力を得ることできるようになりましたので“ふれあい”でお知らせ致します。

面会時に散髪を申し込んで頂きましたのち、美容師さんに切ってもらうようになります。料金は1000円で病院立替金として入院費で頂くこととなりますので御了承下さい。

# 在宅での認知症介護について

居宅介護支援センター うえの 高嶋 夏津枝

私は、在宅でのケアマネジャーを9年行っております。専門病院のケアマネジャーということもあり、利用者の殆どが認知症の方になります。利用者の方の中には、6年から9年に渡り長期に介護されている方も多くおります。認知症の在宅介護を長期に関わる中で、時期に応じて介護のポイントがあると感じましたのでお伝えしたいと思います。

## ① 軽度の認知症の時期・・・要支援1.2の段階

この時期は、本人も物忘れの自覚があり、「最近忘れやすくなった」と愚痴をらすことがあります。探し物を多くされるようになります。以前に比べ家事の手順が悪くなったり、雑になったりします。早期発見が大切であり、かかりつけ医や認知症専門病院に受診されると良いと思います。

## ② 軽度から中度の認知症の時期・・・要介護1.2の段階

この時期に、家族の方が物忘れがあるのではないかと気づく事が多くあり、受診されます。身なりや清潔面に関心が薄くなります。探し物や短期記憶の低下がみられるようになり、同じことを何度も聞いて来るようになります。家族の着替え・入浴・排泄・食事面に見守り・声掛けが必要になり、徐々に一部介助が必要になります。歩いて、トイレまで行き排泄が維持できることが、介護の手間を軽減させます。転倒に注意しながら、歩行能力を維持しましょう。家族が手間がかかるようになりますので、つつい否定的に接したり、教育的に接してしまいます。そうなると問題行動の物盗られ妄想や徘徊・攻撃的・介護の抵抗がみられます。早めにデイサービスやヘルパー・ショート等の介護サービスを利用して、余裕のあった介護を行うようにしましょう。

## ③ 中度から重度の認知症の時期・・・要介護3.4.5の段階

身体的に低下して、車椅子または準寝たきり状態になります。または、認知症が進み、着替え・入浴・排泄・食事面に一部介助から全介助が必要になります。この時期は、骨折・転倒に十分に注意が必要と思われます。口腔ケアを行い、誤嚥性肺炎等の予防と床ずれを予防しましょう。施設入所や在宅介護を続けるのか選択する時期となります。難しい問題ですが、延命についても直面します。介護者も身体的、精神的に疲れますので、自分の健康についても気をつけてください。

## ④ 終末期

ターミナル時期は、身体的に衰えてきますので、内科疾患等を併発されます。全身状態の管理が必要と思われ、医療との連携が重要視されます。施設、病院に入るのか・自宅で看取るのか選択を迫られることもあります。機会がある時に、家族で考えられてはどうでしょうか？在宅で家族で看取られた方もおります。現在は在宅医療・訪問看護も充実しています。

・本人の認知症の状態と、介護されている家族の環境の変化に合わせて、サービスも変化していくものです。介護相談も受け付けていますので、気軽にお声をかけて下さい。宜しくお願いします。



今回は盆踊り大会の様子をお知らせします。当院では年間を通していくつかの行事を行なっています。この行事は入院されている患者さん達に季節感を味わってもらい、楽しんでいただくために毎年開催しているものです。

## 作業療法だより


今年は8月20日（月）に2階病棟で、8月22日（水）に1階病棟で行ないました。当日は病棟に提灯を下げ、柱に紅白幕を巻いたり、患者さん達は法被を着たり、豆絞りを頭に巻いたりしてお祭りの雰囲気を出しました。例年であればここまでなのですが、今年は患者さんも浴衣姿で踊られたり、職員も浴衣を着て、いっそうの雰囲気が出ていたように思えます。



炭坑節が流れると練習の時以上に多くの方が踊りの輪に入って踊られていました。途中の休憩でカラオケを行ない、歌に合わせて踊られる方や緊張のあまり握ったマイクが濡れるほど手に汗をかかれる方などもありましたが、皆さん楽しんでいたようです。また、普段は精神症状が不安定で落ち着かない方が1つの事に参加し続けたり、不活発で過ごされる方が手拍子や笑顔で参加される姿をみると改めて活動の持つ力を実感させられました。

今後も季節感を味わえ、患者さんの笑顔が見られるような活動を行っていきたいと思います。



	医療法人百花会 上野公園病院
通所リハビリ ふきのとう 居宅介護支援センターうえの	
ホームページアドレス <a href="http://www15.ocn.ne.jp/~uenokoen/">http://www15.ocn.ne.jp/~uenokoen/</a>	
E-mail <a href="mailto:uenokoen-hp@qiga.ocn.ne.jp">uenokoen-hp@qiga.ocn.ne.jp</a>	